

## 令和2年 八潮市農業委員会 11月総会 議事録

- 1 開催日 令和2年11月25日(水)
- 2 開催時間 午後3時40分から
- 3 会場 八潮メセナ 会議室(3階)

### 4 出席委員 15名

会長	1番	大塚 一宏		
会長職務代理者	2番	小早川喜一		
委員	3番	大野ヒロ子	10番	新井 孝美
	4番	渋谷 稔	11番	臼倉 正浩
	5番	荻野 恭子	12番	鈴木 新一
	6番	齋藤 富子	13番	鈴木 隆
	7番	福岡 達則	14番	田中 幸夫
	8番	小倉 雅樹	15番	松田 淳一
	9番	飯山 敏行		

### 5 欠席委員 なし

### 6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件

議案第20号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件(依頼)

### 7 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画公告の件

報告第5号 農地転用許可後の工事完了届について

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 恩田 秋弘

係長 清水 茂

主任 後藤 涼子

開会 午後 3時40分

### ◎開会の宣告

○事務局長 それでは、農業者年金研修会、大変お疲れさまでした。

総会開会前でございますが、皆様にご報告を申し上げたいことがございます。

大塚会長におかれましては、去る11月14日土曜日にさいたま市のさいたま会館におきまして県民の日記念式典が開催されまして、こちらの中で特に功績顕著な方に贈られます埼玉県表彰の産業功労賞を受賞されましたことをご報告申し上げます。大塚会長、誠におめでとうございます。（拍手）

今後とも引き続き八潮市の農業振興にご尽力いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより八潮市農業委員会11月総会を開会いたします。

定足数については、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員数は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。

本日の出席者は15名でございますので、定足数に達しており、本日の農業委員会は成立しておりますことをまずご報告申し上げます。

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

---

### ◎会長挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。

本日は足元の悪い中、またお忙しい中、11月の総会に出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、さきの農業者年金加入推進の研修会におきましては長時間にわたりお疲れさまでした。これも農業委員の任務の一つということで、皆さんご了承いただきたいと思います。

早速総会を始めさせていただければと思います。最後までご協力、よろしく願います。

○事務局長 大塚会長、ありがとうございました。

本日の傍聴者につきましては出席の方がおりません。ご報告申し上げます。

ここで、資料の確認をさせていただきたいと思います。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせ願いたいと思

ます。

- ①八潮市農業委員会 1 1 月総会次第 A 4 横
- ②生産緑地買取り申出に伴う取得のあっせんについて (資料 - 1)
- ③令和 2 年秋季農地パトロール実施結果 (資料 - 2)
- ④農業者年金普及資材の送付について (資料 - 3)
- ⑤農地法第 3 条等の不許可処分に当たっての留意事項について (資料 - 4)
- ⑥農業委員会手帳

黒い手帳が置かれているかと思えます。この手帳の中の身分証明書は、前回お渡ししたものを入れ替えてご使用ください。もしなくしてしまった方がいらっしゃいましたら、お作りいたしますので、事務局のほうにご連絡いただければと思います。

#### ⑦農業ニュースやしお

最後に、農業ニュースやしおということで、手提げバッグの中に入っているかと思えます。この中に入っている 51 号におきましては 1 部カラーで入っております。それ以外は白黒で印刷しておりますが、これは担当地区内の農家の方の分になります。一緒に担当地区内の名簿が入っておりますので、こちらを各農家のお宅に配布いただければと思います。ポストへの投函で構いません。

また、記事の中で、8 ページのところに、J A で 12 月 4、5 日に予定しております廃ビニール回収のお知らせが掲載されておりますので、お忙しいところ恐縮ですが、今月中には皆さんのほうに配布いただけますようお願いいたします。

手提げバッグにつきましては、次の総会でお返しいただければと思います。

以上、手帳と農業ニュースを除いた資料といたしましては 5 点になります。

資料の漏れ等はなかったでしょうか。

ないようですので、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、次第に基づきまして、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、大塚会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

次第 3 の議事録署名人の選任から次第 7 のその他まで、よろしくお願いいたします。

---

#### ◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思います。

進行に当たりましては着座にて失礼いたします。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 ありがとうございます。

それでは、5番、荻野恭子委員、12番、鈴木新一委員をお願いいたします。

---

### ◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、恩田事務局長にお願いします。

○事務局長 はい、分かりました。

---

### ◎議案第19号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、次第5、議事に入りたいと思います。

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、番号1、譲渡人住所・氏名、3名おりまして、〇〇市〇〇〇-〇-〇-〇〇号、持分3分の1、〇〇〇〇〇、〇〇市〇〇〇-〇-〇-〇〇号、持分3分の1、〇〇〇〇〇、〇〇市〇〇〇〇-〇-〇、持分3分の1、〇〇〇〇〇、譲受人住所・氏名、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、土地の所在、〇〇〇字〇〇〇〇〇-〇、地目、畑、地積〇〇平米、権利の内容は所有権（贈与）となります。

申請事由としましては、農業経営の充実を図るためとなります。

意見決定の根拠としまして、譲受人は、今回の対象となる面積を入れまして耕作面積〇〇〇〇平米、家族従事者は3名おりまして、それぞれが年間300日ほど農業に従事していらっしゃると思いますので、農業従事日数延べ900日となります。所有機械等といたしまして、トラクター1台、耕運機2台、軽トラック2台ともう1台ありまして、計3台所有していらっしゃると思います。小松菜、枝豆、ネギ、トマト、ブロッコリー等を生産していらっしゃる方でございます。

次に、場所の説明をいたします。



○事務局 そうです、そういう形になります。正直、ここはすごい荒れていたところで、ごみも捨てられて、うまくまとまってよかったという場所になります。

○議長 譲渡人と譲受人は他人でいいんですか。

○事務局 ○○○○の方ですけれども、他人だと思います。3人の女性の方はお父さんが亡くなられて、そのお子さんたちが相続を受けた方なんです。

○議長 それは分かるんですけれども。

○事務局 その方の土地ということなので、多分親戚とかはないんだと思います。私も近くにいましたけれども、親戚かどうかまでは。

○議長 14番の田中委員、分かりますか。

○14番（田中幸夫委員） 私もよく分からない。すごく荒れていたもので、みんなごみを捨てるからまいったなと思っていたところなんです。

○4番（渋谷 稔委員） この周りの土地の所有者の方は。土地の区画が一つだけあるけれども、周りの土地ってどういうふうなんですか。

○事務局 周りも農地です。最初に、土地を受けてくれる人はやはり隣の人がいいだろうということで当たったらしいんですけれども、3条の資格を満たさない方だったので、それではだめだということでほかの人を探して、〇〇さんに受けていただくということです。

○4番（渋谷 稔委員） なるほど分かりました。

○議長 どうぞ。

○9番（飯山敏行委員） 9番、飯山です。

また話が元に戻っちゃうんですけれども、これを見ると形がおかしいのですけれども、これって分筆したのですか。道路に面しているからいいんですけれども、形がおかしい。

○事務局 登記簿からだ、もう昭和63年に移記されたときからもう独立していますので、枝番なので、それよりも昔に分筆された可能性はありますけれども、ちょっと古くて分かりません。

○4番（渋谷 稔委員） ○〇って変わった土地が結構あります。道路付けがないのに、奥に、分かれているとか、そういう土地もあって、トラクターが入れない土地も結構あります。

○議長 ほかにございますか。

もともと草だらけになっていて、遊休農地みたいな形になっていたもので、それを作ってくれる人が出てきたということで、よろしいのではないかと思います。

———— 委員より意見なし ————

○議長 それでは、挙手にて採決をしたいと思います。原案のとおり賛成の方の挙手を願います。

———— 挙手全員 ————

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本件は原案のとおり可決いたします。

---

◎議案第20号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第20号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件（依頼）について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 まず、最初に資料1のほうをご覧ください。

こちらに生産緑地の買取り申出ということで2件ございますが、どちらも9月の総会、議案第17号で主たる従事者の証明をしたところとなります。

それぞれの所有者が、1件目は9月28日、2件目については10月2日に公園みどり課のほうに生産緑地の買取り申出を行いました。その後、公園みどり課で市の各部署に買い取る意思があるかどうか照会をかけたところ、どこも希望がなかったので、次のステップとしまして、農業委員会のほうに取得のあっせんがきたものとなります。

議案のほうを説明してまいりますので、次第の3ページをご覧ください。

議案第20号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件、番号1、買取り申出する生産緑地の所在、〇〇〇丁目〇-〇、地目、畑、地積〇〇平米、同じく〇-〇、畑、〇〇平米、〇-〇、畑、〇〇平米、〇-〇、田、〇〇平米、合計〇〇平米、用途地域は第一種中高層住居専用地域となります。土地所有者住所・氏名、〇〇〇丁目〇-〇、〇〇〇〇、買取り希望価格は〇億〇〇〇万円、平米あたりに換算しまして約〇万〇〇〇円、坪あたりに換算しまして〇万〇〇〇円となっております。

参考までに、近隣の地価調査価格としまして、〇〇〇丁目〇番〇で、平米当たり16万1,000円、坪当たり53万2,230円となっております。同様に近隣の地価公示価格としまして、〇〇〇丁目〇番〇で、平米当たり14万4,000円、坪当たり47万6,032円となっております。

買取り申出が生じた日及び理由は、令和2年〇月〇日、主たる従事者の死亡となっております。

場所のほうは隣の4ページとなります。

9月の総会で一度説明しておりますので簡単に説明しますと、八潮の〇〇〇〇から〇〇〇〇線を〇〇〇方向に向かいまして200メートル弱行きました西側でございます。着色した場所となります。

次に、2件目の説明をいたします。

次第の5ページをご覧ください。



番号2、買取り申出する生産緑地の所在、〇〇〇字〇〇〇〇、地目、畑、地積〇〇〇平米、用途地域は第一種住居地域となります。土地所有者住所・氏名、〇〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇、買取り希望価格は〇億〇〇万円、平米当りに換算しまして〇万円、坪当りに換算しまして約〇万〇〇〇円となります。

参考までに、近隣の地価調査価格としまして、〇〇〇字〇〇〇番〇で、平米当たり9万6,000円、坪当たり約31万7,354円、同様に近隣の地価公示価格としまして、〇〇〇字〇〇〇番〇で、平米当たり11万8,000円、坪当たり39万82円となっております。

買取り申出の生じた日及び理由は、令和2年〇月〇日、主たる従事者の故障でした。

番号の2の場所ですが、6ページにございますとおり、〇〇通りを〇〇〇方向にずっと歩いていきまして、〇〇〇の〇〇〇〇がある〇側の着色した部分となります。

この2件につきまして、もし皆さんの地域で買取りを希望される方がいらっしゃいましたら、次の総会までに事務局のほうに報告いただきたいと思えます。

説明は以上となります。

○議長 それでは、皆さんの担当地区で、取得を希望される方がいらっしゃいましたら、事務局のほうまで報告をお願いします。

---

#### ◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6の転用等届出受理報告についてでございます。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてが1件、報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について2件、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について8件、報告第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画公告の件について1件、報告第5号 農地転用許可後の工事完了届について1件ございますが、今月も会議時間短縮のため読み上げはなしとしますので、ご了承ください。

今から数分間、届出の内容を確認する時間を設けますので、その上で質問がありましたらお願いします。7ページから12ページになります。

———— 資料確認 ————

○議長 そろそろよろしいでしょうか。

転用等届出受理報告について、何かご質問がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

———— 委員より意見なし ————

○議長 ないようですので、転用等届出受理報告は終わりとします。

---

### ◎その他

○議長 続きまして、次第7のその他にまいります。

その他につきましては、協議事項が1件、報告事項が2件ございます。

初めに、協議事項、農地パトロールの実施結果について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料2をご覧ください。

こちらは、先月皆さんに提出していただきました農地パトロールの結果をまとめたものとなります。

1ページから5ページまでのリストで、真ん中のちょっと右側が皆さんにパトロールしていただいた結果で、マル・バツと現地の様子、その右横が事務局のほうで現地を再確認したものとなります。

事務局確認後、改善されてないところについてなんですけれども、この先文書で注意を促したいということで、右のほうの2列、この丸をつけたところがこの先注意文書を発送していきたい、そういった表となります。

何箇所か事務局が見に行って、草刈り済だったり、たまたま所有者の方が市役所に来られたので話ができて管理を約束された方も数名いらっしゃいまして、そういう方は文書を、送らないこととしております。

注意文書を送る方法なんですけれども、二通りありまして、表の右端の送付予定というところを見ますと、管理依頼文書が一つ、もう一つは管理依頼プラス利用意向調査の用紙となります。

どんなものを送るかというのと、6ページが管理依頼文書ですけれども、読んでいきますと、「あなたが所有されている下記の農地については、雑草が繁茂し耕作がされていない状況が見受けられます。このままでは、害虫の発生や廃棄物の不法投棄を誘発する恐れがあり、近隣農地へ悪影響を及ぼす可能性があります。つきましては雑草を除去し、農地の適正な管理をされるようお願いいたします」、こういった文書となります。

もう一つの管理依頼と利用意向調査というのが7ページになります。

こちらの文書の下の方に法の抜粋が書いてありますけれども、農業委員会が調査して遊休農地と認められたところは、基本的にその後利用意向調査をしないといけないということが法で定められております。この利用意向調査ではなくて、管理依頼文書だけに丸がついているというのは、この利用意向調査というのは、一度やれば、その翌年また再度やることは



○議長 ほかに何かご質問ございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようですので、それでは、管理依頼文書等の発送については事務局でよろしくお願ひします。

次に、報告事項1件目、農業者年金普及資材の送付について、事務局よりお願ひします。

○事務局 それでは、資料の3をご覧ください。

農業者年金普及資材の送付についてということで、埼玉県農業会議のほうから農業者年金の加入推進のため、普及資材を作製しましたということで、先ほど配布物の案内でもありましたけれども、3点セットということで、箱に入った普及資材が届いていますので、今日お配りしました。

先ほど研修の中でもありましたが、農業者年金加入推進マニュアルということで、年金について、お知り合いの方とかにお話をされたとか、普及資材を渡した、渡してないに関わらず、年金の広報的なことを活動されましたら、こういった報告書のほうの書式もありますので、資材と併せて活用していただければと思います。

よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長 そういうことなので、説明した方に渡すとか、もしいかなかったら、委員さんの方で活用していただければと思います。

次に、報告事項2件目、農地法第3条等の不許可処分に当たっての留意事項について、事務局より説明をお願ひします。

○事務局 資料4をご覧ください。

埼玉県内のどこかの農業委員会で3条の不許可処分を行ったところ、それに対して不服申立てをされて、結果、その不許可処分を取り消すということになってしまったということがあったそうです。ちょっと内容は分からないのですが、そういうことがあったので、不許可処分をするときは相手に対して、分かりやすく、その理由を書面において示さなければいけない。単に何条何号に該当するから駄目ですよとかということではなくて、現地調査とかも行って、事実関係を調べて、分かりやすく相手に伝えないと駄目だということで、裏面がその辺の、4番、教示内容で、理由については、総会における審議上で明確にするとともに、相手に文書通知するときは相手ができるだけ分かりやすく理解できるような内容にする必要がありますということで、四角の中がそういった例になります。もし不許可処分をするときはこういった流れで出してくださいということなので、不許可の場合には十分注意をということです。相手にも不服申立てする権利があるので。

事務局に相談に来た時点で指摘はするのですが、事務局のほうでもこの辺注意してこれか

ら進めたいと思います。後で参考に読んでいただければと思います。

以上です。

○議長 ただいまの説明について何かご質問がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

審議は慎重にということですね。

それでは、ないようですので、最後になりますが、次回の日程について事務局より説明をお願いします。

○事務局 次回は令和2年12月23日になります。年末になりますので、25日ではなくて、23日水曜日、午後2時より、市役所のほうの本庁舎の第2会議室で開催いたします。

○議長 それでは、最後になりますが、皆様から全体を通して何かございましたらお願いします。

○事務局長 では、職員のほうから、資料を追加で配らせていただきます。

今お配りさせていただいているのは、前回の農業委員会の方に質問をいただきまして、農用地の利用権設定等申出書ということで、これは前回、利用権について、途中で解約した場合どうなのかというお話があったわけですが、そのときの申出書がこの用紙になっております。

この申出書、相対でやった場合につきまして、この裏面に共通事項ということでございます。その中で、(3)解約に当たっての相手方の同意というところで、甲及び乙はということで、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の途中において解約しようとする場合は相手方の同意を得るものとするということで、これは同意を得ないとできないということになります。

ただ、(8)のところでは、利用権に関する事項の変更の禁止ということで、こちらは上段には変更しないものとするということですが、ただし書きといたしまして、甲乙及び市が協議の上真にやむを得ないと認められる場合はこの限りではないということで、仮に5年という中で、途中でもし変更したいという話になった場合には、この(8)の内容でやるということで今現在ありますが、ただ、この事例が実際に発生しているかということ、今担当のほうから聞きますとこの事例はまだ出てないということですので、契約、お互いの相対の中で進んでいくというのが現状だということでございます。

あと、これ以外に相対で契約を結んでいらっしゃる方も中にはおられるだろうということですが、途中でもし解約する場合はこういう形で、お互いに話し合ってください、またはちょっと折り合いがつかない場合には市のほうで話し合いをするというような形で定められているということで報告させていただいたところでございます。

この件についてはよろしいですか。また何かありましたら、ご質問いただければと思いま

す。

続きまして、3点、事務局のほうからご連絡させていただきたい点がございます。

まず、1点が、次回の総会でございますが、また市内の新型コロナ感染者数が現在90を超えていまして100に近いような状況になってきております。このような状況の中で、以前は感染予防対策ということで、国また県からも出席者の人数を半減して協議をしていくような、要は皆さんが感染してしまうと次回の農業委員会は開催することができないということもあります。その辺をどうしても避けるためにということで、前回ですと議席番号の偶数、または奇数で委員の皆さんが半分ずつ農業委員会を開催するというような方法をとられてきました。ちょっとここで感染拡大が激しくなってきましたので、一度ここで、次回どうするかということ協議いただければと思っておりますので、会長のほう、よろしく願いいたします。

○議長 ということなのですが、まだはっきり国からの通知がきたわけではないから、何とも言えないのですが、半分にしてやるかもしれないということを一応覚悟しておいてくださいということで、後ほど近くなって、事務局と会長代理で相談して決めようかと思っておりますが、どうでしょうか。何か参考意見ございましたら。

——— 委員より「それでよい」の声あり ———

○議長 では、そういうことで事務局で。

○事務局長 分かりました。ではまた感染拡大がありましたら、会長、また代理と相談させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、JAさいかつのほうから、JAさいかつ管内農作業受委託料金協議会ということで、当委員会からは会長、また飯山委員、新井委員の3名になっていただいておりますが、JAより連絡がございまして、コロナ感染拡大防止のため会議は開かず、書面議決の方式をとるということで連絡をいただいております。11月26日付で依頼文書発送予定ということで、料金につきましては据え置きということで連絡いただいておりますことを報告させていただきます。

もう一つ、みどりの学校ファーム推進協議会を12月に開催したいと考えております。そこでこの後、都市農業課の職員がこれから来ますので、委員であります渋谷委員、また大野委員、松田委員の3名の皆様については少し残っていただきまして打合せを行いたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○議長 ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 特にないようでしたら、これにて議長の席を下ろさせていただきたいと思っております。

皆様のご協力、大変ありがとうございました。

- 事務局長 大塚会長、議事の進行、大変お疲れさまでした。また、委員の皆様におかれましては、慎重審議をしていただきまして誠にありがとうございました。
- 

#### ◎閉会の宣告

- 事務局長 それでは、閉会の言葉を小早川会長職務代理よりお願いいたします。

- 会長代理（小早川喜一委員） 長時間にわたりましてお付き合いいただきまして、また慎重なるご審議をいただきましてありがとうございます。

周知のように、コロナウイルスが憂慮する事態になっております。我々は基本行動を徹底して行う、それしかないのでございますけれども、十分注意していただきたいと思っております。

それでは、以上をもちまして、八潮市農業委員11月総会を閉会といたします。

- 事務局長 ありがとうございました。これにて散会といたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 午後 5時 15分